

## 入院時食事療養費・入院時生活療養費の負担額変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響を踏まえ、厚生労働省より2026年6月1日から入院時食事療養費の費用に関する改正がありました。

これに伴い、入院時の食事負担額が変更となりますので、ご理解の程、お願い申し上げます。

【療養病床に入院する65歳以上の患者を除く】

入院時食事療養の標準負担額(患者さん負担額)			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者さん	70歳以上の患者さん		
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食 510円 (1日3食 1,530円)	1食 550円 (1日3食 1,650円)
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ(90日以内)	1食 240円 (1日3食 720円)	1食 270円 (1日3食 810円)
	低所得 Ⅱ(90日超)	1食 190円 (1日3食 570円)	1食 220円 (1日3食 660円)
—	低所得 Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 130円 (1日3食 390円)

※指定医難病患者について、住民税非課税患者以外は1食について330円となります。

【療養病床に入院する65歳以上の患者】

入院時生療養の標準負担額(患者さん負担額)			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者さん	70歳以上の患者さん		
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食 510円 (1日3食 1,530円)	1食 550円 (1日3食 1,650円)
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ(90日以内)	1食 240円 (1日3食 720円)	1食 270円 (1日3食 810円)
	低所得 Ⅱ(90日超)	1食 190円 (1日3食 570円)	1食 220円 (1日3食 660円)
—	低所得 Ⅰ(重症者)	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 130円 (1日3食 390円)
	低所得 Ⅰ(上記以外)	1食 140円 (1日3食 420円)	1食 160円 (1日3食 480円)

※居住費1日370円から430円に変更となります。

※指定医難病患者について、住民税非課税患者以外は1食について330円となります。

ご不明な点は、TEL011-598-3323 医事課までお問い合わせ下さい。